

陸幕航第403号
48.6.30

改正 昭和53年1月13日陸幕監理 第3号 平成元年2月10日陸幕法 第25号
平成19年1月9日陸幕法 第1号 平成21年2月3日陸幕法 第10号
平成24年3月26日陸幕航 第26号 平成31年4月19日陸幕法 第133号
令和元年8月8日陸幕航 第44号

各 方 面 総 監 殿

陸上幕僚長の命により
総務課長

飛行場等の定期検査実施要領について（通達）（例規99）
（航定第203号）

標記について、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第105号。以下「訓令」という。）第23条に基づく定期検査等を別紙により実施されたい。

添付書類：別紙

配布区分：あて先 各2部

第1ヘリコプター団長、航空学校長、航空学校霞ヶ浦・宇都宮分校長、
各方面航空隊長

飛行場等定期検査実施要領

1 目 的

飛行場及び航空保安施設並びに場外離着陸場（以下「検査対象施設」という。）について、定期的に検査を実施して管理の適正を図り、航空安全を確保する。

2 検査官

定期検査の検査官は、検査対象施設が所在する各方面総監とする。

3 検査実施回数

検査は、それぞれの検査対象施設について年2回以内実施するものとする。

4 検査対象施設、実施基準及び報告要領

検 査 対 象 施 設	実 施 要 領	報 告 要 領
(1) 隷下駐屯地司令の管理する告示された飛行場及び航空保安施設	付紙第1による。	検査終了後2か月以内に、付紙第2の様式により報告書を作成し、陸上幕僚長を経て3部提出する。
(2) 陸上自衛隊以外の者の管理する飛行場及び航空保安施設のうち、陸上自衛隊が使用管理する施設		
(3) 防衛大臣が年間を通じ承認した場外離着陸場のうち、陸上自衛隊が管理するもの	付紙第3による。	当該年度終了後1か月以内に、付紙第4の様式により報告書を作成し、陸上幕僚長あてに2部提出する。
(4) 陸上幕僚長が年間を通じ承認した場外離着陸場（回転翼機）のうち、陸上自衛隊が管理するもの	付紙第5による。	当該年度終了後1か月以内に、付紙第6の様式により報告書を作成し、陸上幕僚長あてに2部提出する。

5 その他

検査の実施に必要な細部事項は、各検査官が定めることができる。

飛行場及び航空保安施設の定期検査実施要領

検 査 項 目		検 査 実 施 要 領
1 標 点		飛行場の標点は、標石又はその他の適切な方法で明示されているか、その位置は、着陸帯の幾何学的重心となっているか確認する。なっていない場合はその理由を明記する。
2 基本施設	(1) 着陸帯	ア 全長及び幅について、告示された数値が確保されているか確認する。確保されていない場合は、平面図（縮尺5,000分の1程度）を作成し、理由を明記する。 イ 維持管理は適切に行われているか（樹木等の障害物の有無等）確認する。
	(2) 滑走路	ア 舗装表面の状況は健全か（ひび割れ、凹凸等運用上の問題）確認する。 イ ショルダーは、十分に管理されているか確認する。
	(3) 誘導路及びエプロン	ア 舗装表面の状況は健全か（ひび割れ、凹凸等運用上の問題）確認する。 イ 誘導路端と固定障害物の距離はどうか確認する。 ウ ショルダーは、十分に管理されているか確認する。 エ エプロンの広さは、航空機の始動、試運転、地上移動等に必要かつ十分か確認する。
3 飛行場標識施設		各飛行場に設置されている標識施設は、訓令に基づき設置され、視認性等運用上問題のないよう十分管理されているか確認する。
4 障害物件		(1) 飛行場周辺の障害物件の平面図及び縦断図を作成する。 作成に当たっては、平面図の縮尺は20,000分の1程度とし、縦断図は高低の分かるように適宜決めること。

検 査 項 目	検 査 実 施 要 領
4 障害物件	(2) 障害物件の有無を判断する基準は、進入表面、転移表面及び水平表面であるが、これらの面は次のように設定されているものとして検査する。 ア 進入表面は、着陸帯短辺（オーバーラン端）を起点とする。進入表面の原点の高さは、滑走路中心線上の滑走路端の高さをとる。 イ 転移表面は、着陸帯の長辺を起点とする。転移表面の原点の高さは、その断面における滑走路の中心線の高さをとる。 ウ 水平表面は、標点の上方45mの点を中心として設定された円形水平面とする。 (3) 制限表面に近接する道路又は鉄道の扱い 進入表面、転移表面又は水平表面に近接する道路又は鉄道については、次のようにみなし、物件を検査する。 ア 進入区域内のものについては、当該道路又は鉄道の建築限界とする。 イ 転移表面の下にある鉄道については車両限界、道路については当該道路を通常通行する最大車両の積載限界の高さとする。ただし、交通量の少ない里道の類で通常通行する最大重量の積載の限界の高さが、転移表面に抵触する部分の長さの延長が着陸帯の長さの1／4を超えないものにあつては、道路中心線の高さ又は鉄道の軌条面の高さとすることができる。 ウ 水平表面については、道路の中心線の高さ又は鉄道の軌条面の高さとする。 エ ア及びイに述べた道路については、当該道路の交通量に応じ適切な交通管制措置を講じた場合には道路の中心線の高さとすることができる。
5 その他の飛行場の施設	その他の飛行場の施設は、訓令第18条に基づき管理されているか確認する。

検 査 項 目	検 査 実 施 要 領
6 航空保安無線施設等	(1) 各飛行場に設置されている航空保安無線施設等は、訓令第19条に基づき管理されているか確認する。 (2) 飛行点検の結果不具合はないか確認する。
7 飛行場灯火及び航空灯台	各飛行場に設置されている飛行場灯火及び航空灯台は、訓令第20条に基づき管理されているか確認する。

飛行場及び航空保安施設の定期検査報告書

令和 年 月 日

防 衛 大 臣 殿

検 査 官

- 1 検査年月日
- 令和 年 月 日
- 2 飛行場名称
- 3 飛行場所在地
- 4 滑走路等級
- 5 検査結果
- (1) 飛行場標点

表 示	位 置	意 見 等

(2) 基本施設

項 目	意 見 等
着陸帯	
滑走路ショルダー	
誘導路ショルダー	
誘導路と固定障害物の距離	
エプロンショルダー	

(3) 飛行場標識施設

種 類	意 見 等
着陸帯境界標識	
滑 走 路 標 識	滑走路中心線標識 指示標識 滑走路末端標識 滑走路縁標識 接地帯標識

種 類		意 見 等
誘導路標識	誘導路縁標識	
	誘導路中心線標識	
	停止位置標識	
過走帯標識		
積雪離着陸区域標識		
風向指示器		

(4) 障 害 物 件

飛 行 場 名	意 見 等

(5) その他の飛行場の施設

飛 行 場 名	意 見 等

(6) 航空保安無線施設等

種 類	意 見 等
対空無線電話 N D B G C A又はラブコン タカン I L S	

(7) 飛行場灯火及び航空灯台

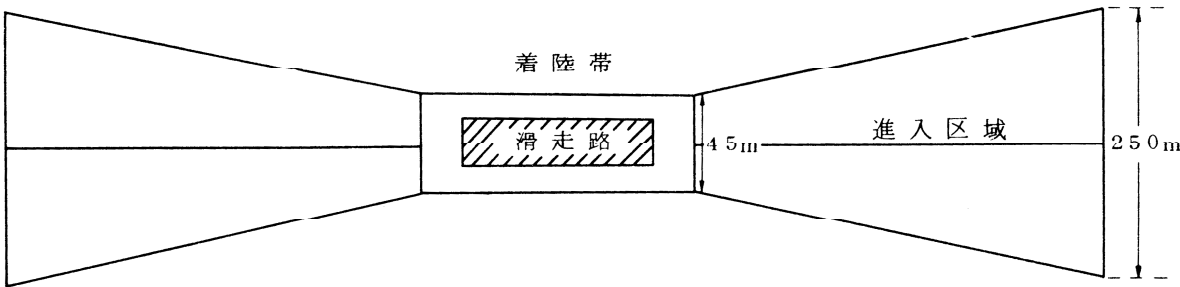
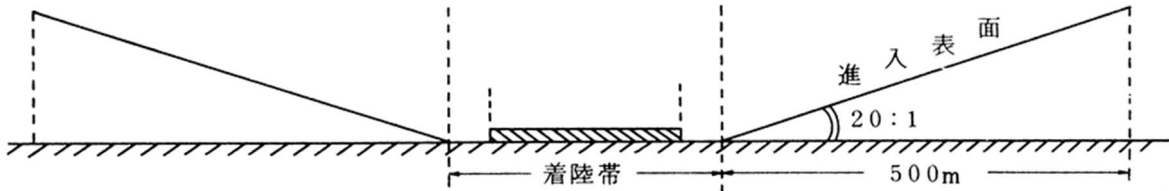
種 類	意 見 等
飛行場灯台 補助飛行場灯台 旋回灯 進入灯 進入角指示灯 滑走路灯 滑走路末端灯 滑走路末端補助灯 滑走路末端識別灯	

種 類	意 見 等
滑走路中心線灯 滑走路距離灯 非常用滑走路灯 境界灯 境界誘導灯 誘導路灯 誘導路中心線灯 離陸目標灯 着陸方向指示灯 風向灯 指向信号灯 禁止区域灯 着陸区域照明灯 着水路灯 着水路末端灯 水上境界灯 水上境界誘導灯 誘導水路灯 進入灯台	

注：意見等の欄には、測定した数値、必要な措置、その他特筆すべき事項を記入する。また、できるだけ平面図を添付して説明し、各飛行場の内容が明確になるようにすること。

場外離着陸場の定期検査実施要領

検 査 項 目		検 査 実 施 要 領
1	標点等	名称、所在地及び標点位置は、承認されたものと一致しているか確認する。
2	(1) 着陸帯	全長及び幅について実測し、承認された数値が確保されているか確認する。
	(2) 滑走路	ア 全長及び幅について実測し、承認された数値が確認されているか確認する。 イ 滑走路面は、凹凸等による運用上の支障はないか確認する。 ウ 滑走路面の排水状況は良好で、使用を予想される航空機の予想される重量、回数等の運航に 耐え得る状態にあるか確認する。 エ ショルダーの管理は、十分行われているか確認する。
	(3) 誘導路及び エプロン	ア 表面は、凹凸等による運用上の支障はないか確認する。 イ 排水の状況は良好で、使用を予想される航空機の予想される回数等の運用に耐えうる状態 あるか確認する。 ウ ショルダーの管理は、十分行われているか確認する。
3	(1) 着陸帯標識	境界が明りょうでない着陸帯には、明確な標識が設置されているか確認する。
	(2) 滑走路標識	滑走路は、明りょうで、航空機の運航に支障はないか確認する。
	(3) 誘導路及び エプロン標識	誘導路及びエプロンは、明りょうで、航空機の運航に支障はないか確認する。
	(4) 風向指示器	ア 風向指示器（吹流し）が設置されているか。設置されていない場合は、随時設置できるよう 準備されているか確認する。 イ 風向指示器は、訓令別表第 3 に規定されているものが設置されているか確認する。 ウ 風向指示器の設置場所は、航空機の運航に支障はないか確認する。
	(5) その他	滑走路等の立入禁示区域は明確に表示し、当該区域に人車等がみだりに立ち入らないよう処置し ているか確認する。

4 障害物	(1) 進入表面から上部に出る障害物はないか確認する。障害物がある場合には、平面図及び縦断図を作成する。 (2) 離着陸場周辺にある建造物、植物その他の物件で、当該離着陸場の使用が予想される航空機の離着陸に支障があると思われる障害物はないか確認する。障害となるものがある場合は、飛行場周辺の平面図及び縦断図を作成する。 【平面図】  【縦断図】  【縦断図】 常時使用する離着陸場には、消防等救難の準備がなされているか確認する。
その他	常時使用する離着陸場には、消防等救難の準備がなされているか確認する。

場 外 離 着 陸 場 定 期 検 査 報 告 書

令和 年 月 日

検 査 官

- 1 検査実施年月日 令和 年 月 日
- 2 場外離着陸場名称
- 3 検査結果

検 査 項 目		意 見 等
標点等		
基本施設	着陸帯	
	滑走路	
	誘導路及びエプロン	
離着陸場標識施設	着陸帯標識	
	滑走路標識	
	誘導路及びエプロン標識	
	風向指示器	
	その他	
障害物		
その他		

場外離着陸場（回転翼機）の定期検査実施要領

検 査 項 目		検 査 実 施 要 領
1	標点等	名称、所在地及び標点位置は、承認されたものと一致しているか。
2	基本施設	(1) 着陸帯の長さ及び幅について数値をもって承認されているものは、これを実測し承認された数値が確保されているか確認する。 (2) 長さ及び幅について数値をもって承認されている着陸帯の表面は、当該着陸帯の使用が予想される航空機の運航に支障はないか確認する。特にタービンエンジンのFOD（異物混入による損傷）発生のおそれはないか確認する。
3	離着陸場標識施設	(1) 着陸帯標識
		長さ及び幅について数値をもって承認されている着陸帯の境界が明瞭でないものについては、明確な標識が設置されているか確認する。
		(2) 接地帯標識
		航空機の接地位置を指定する必要がある離着陸場には、接地帯標識が明確に表示されているか確認する。
		(3) 風向指示器
		ア 必要と思われる離着陸場には、風向指示器が設置されているか確認する。 イ 設置されている風向指示器の位置は、航空機の運航に支障はないか確認する。
4	障害物	離着陸場の周辺にある建造物、植物その他の物件で、既に承認されている障害物以外に当該離着陸場の使用が予想される航空機の離陸又は着陸に支障があると思われる障害物はないか確認する。
5	その他	(1) 常時使用する離着陸場には、消防等救難の準備がなされているか確認する。 (2) 2方向以上（2経路の交差する角度が90°以上）の進入・離脱経路が設定されているか確認する。諸制約等のため1経路しか設定できない場合においては、進入末期の旋回等により背風状態を避けて着陸できる地積があるか確認する。

場外離着陸場（回転翼機）定期検査報告書

令和 年 月 日

検 査 官

[illegible]